



平成19年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成20年9月

広島県神石高原町

目 次

1	はじめに	1
2	平成19年度決算に基づく健全化判断比率の 公表について	2
	（1）総括表	2
	（2）実質赤字比率	3
	（3）連結実質赤字比率	4
	（4）実質公債費比率	5
	（5）将来負担比率	6
3	平成19年度決算に基づく資金不足比率の 公表について	7
	（1）総括表	7
	（2）法非適用企業	8

1 はじめに

地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)の規定に基づく財政再建制度は,分かりやすい財政情報の開示,財政の早期是正機能,負債等の財政状況の明確化及び公営企業会計の明朗化などの点で課題を持つものでした。これを受けて,現在の自治体財政の状況に即応する制度として,財政の早期健全化及び財政の再生という2段階の財政健全化策を基本とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し,平成19年6月22日に公布されました。

また,法の施行に伴い,平成19年12月28日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第39号)が,平成20年2月5日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)が公布されました。

法,政令及び省令の大部分の規定の施行は,平成21年4月1日とされましたが,健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率については,平成19年度決算から公表することとなり,当該公表に係る規定の施行日が,平成20年4月1日とされたことにより公表するものです。

2 平成19年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり公表します。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成19年度決算 健全化判断比率	-	-	21.6	139.4
(早期健全化基準)	(14.10)	(19.10)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(40.00)	(35.0)	-

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「-」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	町税，地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について，歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して，町全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を，町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	町の一般会計等の支出のうち，義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	町の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し，この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上，町の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質 収支額 E (C-D)
一般会計	10,179,516	9,876,162	303,354	-	303,354
分収育林事業特別 会計	31	31	-	-	-
合計	10,179,547	9,876,193	303,354	-	303,354

(単位：千円)

イ 標準財政規模	6,843,340
うち、臨時財政対策債発行可能額	320,297

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	-	実質収支比率 4.43%
-----------------	----------	---------------------

注 実質赤字額がない場合は、「-」を記載している。

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 } \text{ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位 : 千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	303,354	(1) アのE欄の合計
イ ア以外の会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額の合計 (+ + + +)	185,342	実質収支額に赤字額がある場合はマイナス計上
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	52,429	
国民健康保険特別会計 (診療施設勘定)	91	
老人保健特別会計	89,308	
介護保険特別会計 (保険事業勘定)	41,659	
介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)	1,855	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (+ +)	19,611	資金不足額がある場合はマイナス計上
簡易水道事業特別会計	8,489	
飲料水供給施設事業特別会計	5,521	
農業集落排水事業特別会計	5,601	
エ 標準財政規模	6,843,340	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位 : %)

オ 連結実質赤字比率	-	連結実質収支比率 7.42%
------------	---	-------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「 - 」を記載している。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}] (\text{ マイナスの場合のみ })}{\text{エ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位 : 千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	2,564,739	繰上償還及び満期一括償還 元金除く。
イ 準元利償還金	227,490	公営企業債繰入金 債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	1,639,504	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模	6,843,340	臨時財政対策債発行可能額を 含む。

(単位 : %)

オ 実質公債費比率 (単年度)	22.2	H17 20.2% H18 22.4%
カ 実質公債費比率 (3 か年平均)	21.6	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率 (単年度) } \text{オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ}]}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位 : 千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	18,961,654	前年度末の普通会計に係る地方債現在高(公営企業会計分を除く)
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	59,325	ほ場整備償還組合に対する債務保証など
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	2,792,015	簡易水道事業特別会計等への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	1,094	福山地区消防組合分
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	2,448,016	一般会計等対象職員 , 特別職及び関係一部事務組合に係る当該経費
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	19,485	ほ場整備償還組合に係る損失補償
キ 連結実質赤字額	-	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	-	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	2,816,789	財政調整基金 , 減債基金など(合併特例債充当基金を除く)
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	515,151	地域総合整備資金などの貸付金を財源とした地方債 , 住宅使用料など
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	13,690,492	既往債の交付税措置見込額
シ 標準財政規模	6,843,340	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,639,504	(4) 実質公債費比率算定に用いるウに同じ

(単位 : %)

セ	将来負担比率	139.4	
---	--------	-------	--

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 } \text{セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

3 平成19年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり公表します。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	法非適用企業		
	宅地造成事業以外		
	簡易水道事業 特別会計	飲料水供給施設事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計
平成19年度決算 資金不足比率	-	-	-
(経営健全化基準)	(20.0) 公営企業ごと		

注 資金不足額がない場合は、「-」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法非適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
簡易水道事業特別会計	665,075	-	673,564	8,489
飲料水供給施設事業特別会計	29,533	-	35,054	5,521
農業集落排水事業特別会計	250,282	-	255,883	5,601

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が - の場合、資金剰余額となる。

事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
簡易水道事業特別会計	92,302	-	92,302	
飲料水供給施設事業特別会計	9,380	-	9,380	
農業集落排水事業特別会計	79,847	-	79,847	

資金不足比率

(単位：%)

簡易水道事業特別会計	-	資金剰余比率 9.1%
飲料水供給施設事業特別会計	-	資金剰余比率 58.8%
農業集落排水事業特別会計	-	資金剰余比率 7.0%

注 資金不足額がない場合は、「-」を記載している。

【算定方法】

D (マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率} = \frac{D}{G}$$